

学 生 各 位

暴風警報が発令された場合の授業・試験の取扱いについて

- 台風等の影響により名古屋市に暴風警報が発令された場合、暴風警報発表後に開始される授業・試験（以下、「授業等」という。）は休講となります。ここでいう授業等は、学生・教員の双方もしくはいずれかが大学に登校して実施する授業・試験をいいます。

[注意事項]

- 1) 暴風警報が発表された際、既に大学に登校している場合は、危険な状況になる前に帰宅してください。
- 2) 登校途中に暴風警報が発表された場合は、登校せず、帰宅してください。
- 3) 授業等の実施中に暴風警報が発表された場合は、当該授業終了後、経路の安全を確認し、帰宅してください。

- ICTを使った遠隔授業で実施する授業等について
- ・暴風警報が発令された場合においても、原則、実施します。授業等を実施しない場合は、NUCT等を通じて授業担当教員からお知らせします。
 - ・自宅のインターネット環境が十分でなく学内アクセスポイントを利用している学生が、暴風警報発令により登校できず、授業等を受けられない場合は、NUCT等を通じて担当教員にご相談ください。

- 暴風警報が解除された場合の授業等の実施については、次の表のとおりです。

6：45 までに警報が解除された場合	第 1 時限から授業等開始
以後 11：00 までに警報が解除された場合	第 3 時限から授業等開始
※法学研究科の授業等については、法学研究科が別途定める。	

- 特別警報が発表された場合は、その種別によらず、暴風警報と同じ対応とします。

名古屋大学 2020 年 7 月 21 日